㈱北海道宝島旅行社国内募集型企画旅行条件書

1、この旅行は、㈱北海道宝島旅行社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する募集型企画旅行で、お申込みのお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下､「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

2、この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12 条の5 の規定により交付する契約書面の一部になります。

3、申込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

ご来店にてお申込みの場合、所定のお申込書と申込金のお支払いが必要です。当社が 申込金を受理した時に旅行契約は成立します。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。

(2)電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段にてお申し込みの場合、当社が予約の承諾を した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
期間内にお申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
旅行契約は、当社の承諾とお申込金の受理をもって成立します。
残金は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までにお支払いいただきます。

4,旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金 (2)旅行日程に明示した宿泊代金及び税・サービス料 (3)旅行日程に明示した観光施設の入場料、ガイド料並びに食事代金及び税・サービス料

5.旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)各地から北海道までの往復の航空運賃

(2)オプション（一人部屋）の追加料金

6.お申込み条件

健康を害している方、身体に障害のある方はその旨お申し出ください。団体行動に支障をきたすと当社が判断したときは、お申込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただくことがあります。
旅行の参加に際して特別な配慮を必要とするお客様は契約の申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

7.最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は遅くとも旅行開始 日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降にお申し込みがあった場合は旅行開始日に交付することがあります。
なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況について説明します。

8,旅行契約内容・旅行代金の変更

(1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の 命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由 が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

(2)著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関 の運賃・料金の改訂があった場合は、改訂の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

9.お客様の交替

お客様は､当社の承諾を得て手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

10.取消料（お客様による旅行契約の解除）

(1)お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、 取消料のご連絡は当社の営業時間内にのみお受けいたします。

解除期日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20 日目に当たる日以降	旅行代金の 20%
	7 日目～2 日目	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の100%

(2)次の場合は取消料はいただきません。

①旅行契約内容に下記｢旅程保証｣の変更補償金の支払い対象になる変更その他の重要 な変更があったとき。
②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃料金の改訂によって旅行代金が増額されたとき。
③天災地変､戦乱､暴動､運送･宿泊機関等の旅行サービス提供の中止､官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の事由により､旅行の安全かつ 円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
④当社が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。
⑤当社の責に帰すべき事由により当社の日程どおりの実施が不可能になったとき。

11.当社による旅行契約の解除－旅行開始前の解除

旅行契約成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

(1)お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき

(1)お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき

(2)お客様から所定の期日までに旅行代金のお支払いがないとき。この場合、お客様が 当核期日の旅行契約を解除したものとして、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(3)お客様が病気、必要な介護者の不在など当核旅行に耐えられないと認められるとき。

(4)お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすそれがあるとき。

(5)天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。

(6)お客様が旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

12.当社による旅行契約の解除－旅行開始後の解除

(1)旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除する場合があります。
①お客様が病気、必要な介護者の不在などにより当核旅行の継続に耐えられないとき。
②お客様が他のお客様に迷惑をおよぼしたとき。
③天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。

(2)この場合は、当社は、旅行契約解除後の旅行サービスについて取消料、違約料を差し引いて払い戻します。

13.旅行代金の払戻し 旅行代金の払戻期日は、
次の通りです。
旅行開始前の解除の場合‥‥解除の翌日から起算して7 日以内
旅行代金の減額又は旅行開始後の解除の場合‥
‥契約書面に記載した旅行終了日の 翌日から起算して30 日以内

14.団体･グループ契約

当社は団体･グループを構成するお客様の代表として契約責任者から旅行申し込みがあった場合､お客様の契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を提出していただきます。

15.旅行管理等当社は安全で円滑な旅行の実施に努めます。お客様は、団体行動中、当社の指示に従っていただきます。

16.保護措置 当社は､旅行中､お客様が疾病､傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合、これが当社の責に帰すべきものではないときは、当核措置に要した費用はお客様の負担になります。

17.当社の責任

当社は､当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2 年以内(手荷物の場合は、14 日以内)に当社に通知があったときに限ります。
手荷物の賠償限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除きお一人様15 万円を限度とします。

18.お客様の責任

(1)当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客さまからの損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを提供されたと認識された旅行サービスを円滑に受領するため､万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたと認識したときは､旅行地において速やかにその旨を当社､当社の手配代行者 又は当核旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19.特別保証

当社は、当社の責任が生ずるか否を問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別 紙の特別保証規定で定めるところにより､その身体､生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

20.旅程保証

(1)旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変､戦乱、 暴動、官公署の命令、運送･宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供､旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措 置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外になります。

(2)変更補償金の額は、お客様お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の 15%を 限度とします。又、変更補償金の額が1,000 円未満の場合は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1)契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了の変更	1.5	3.0
(2)契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1,0	2.0
(4)契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5)契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6)契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7)契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観 その他の客室の変更	1.0	2.0
(8)前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー･タイトル 中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

21 旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日は令和8年1月 1 日になります。

22. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

個人情報の取扱について
当社及び販売店は、旅行申し込みの際に提出された個人情報について、お客様との間に連絡させていただくほか、お客様がお申し込みにおいて運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

旅行企画・実施
＜北海道知事登録旅行業第 2 種-597 号＞
株式会社　北海道宝島旅行社
〒060-0052　札幌市中央区南 2 条東 2 丁目 8-1　大都ビル
ＴＥＬ：011-252-2111　　Ｆａｘ：011-252-2117
E-mail：contact@hokkaido-island.com
営業時間：09：00～18：00（土日祝および年末年始は休み）
加盟：（一社）全国旅行業協会正会員

お問い合わせ･お申し込みは

旅行業務取扱管理者：満保　大希
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約にご不明な点があれば、ご遠慮なくお尋ねください。